

男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）
2019改定版

令和2年度（2020年度）評価報告書

令和3年（2021年）11月

八王子市

はじめに

本市では、平成 26 年（2014 年）3 月に、「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」を基本目標とし、平成 26 年度（2014 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 10 か年を計画期間とする「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）」を策定しました。

その後、社会情勢の変化や課題に対応するために、平成 31 年（2019 年）3 月に「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）2019 改定版」（以下「第 3 次プラン 2019 改定版」という。）を策定し総合的な取組を行っています。

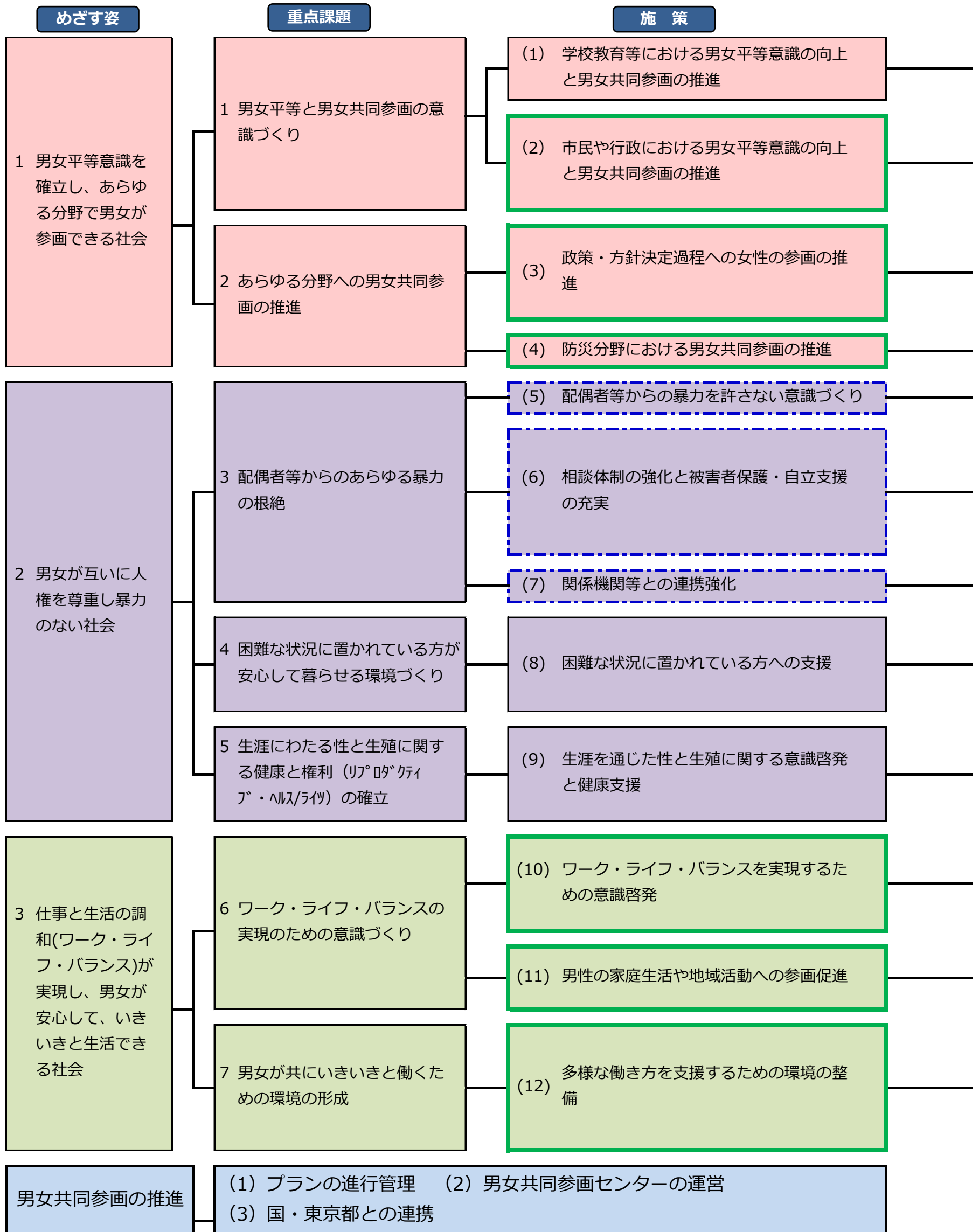
この報告書は、第 3 次プラン 2019 改定版に掲げている 64 の取組の令和 2 年度（2020 年度）における事業実績について、第三者機関である八王子市男女共同参画施策推進会議からの意見等を参考に評価したものです。この評価結果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、さらなる施策の推進に努めていきます。

目 次

1. 男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）2019 改定版 体系図	2
2. 評価の流れ	4
3. 所管課による自己評価	4
4. 評価	5
5. 男女共同参画の推進	14
6. 資料	
(1) 指標・数値目標	15
(2) 参考数値	17
(3) 八王子市男女共同参画施策推進会議開催要綱	21

1. 男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版 体系図

●基本目標● 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして



施策の方向

① 幼児期からの男女平等教育の推進

② 学校教育における男女平等教育の推進

③ 男女共同参画推進のための意識啓発

④ 男女共同参画推進のための情報提供

⑤ 行政における男女共同参画の推進

⑥ 市の附属機関等への女性の参画の推進

⑦ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進に向けた啓発と情報提供

⑧ 行政における女性の参画の推進

⑨ 男女共同参画の視点に立った災害対策の推進

⑩ 配偶者等からの暴力防止のための啓発と情報提供

⑪ 相談体制の強化

⑫ 被害者の安全確保のための支援

⑬ 被害者の自立支援体制の充実

⑭ 配偶者暴力相談支援センター機能の検討

⑮ 関係機関等との連携による被害者支援の強化

⑯ 女性のための相談の実施及び関係機関との連携

⑰ 性の商品化やセクシュアル・ハラスメント等性暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供

⑱ 性の多様性を尊重する意識啓発と理解の促進

⑲ ライフステージに応じた女性の健康支援の充実

⑳ 性にかかわる健康と妊娠・出産について小中学生への意識啓発と情報提供

㉑ 妊娠・出産にかかわる健康についての意識啓発と支援の充実

㉒ 市民へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供

㉓ 事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供

㉔ 行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進

㉕ 男性に対する家庭生活への参画のための知識習得の推進

㉖ 男性の地域活動への参画促進

㉗ 子育て支援の充実

㉘ 介護への支援の充実

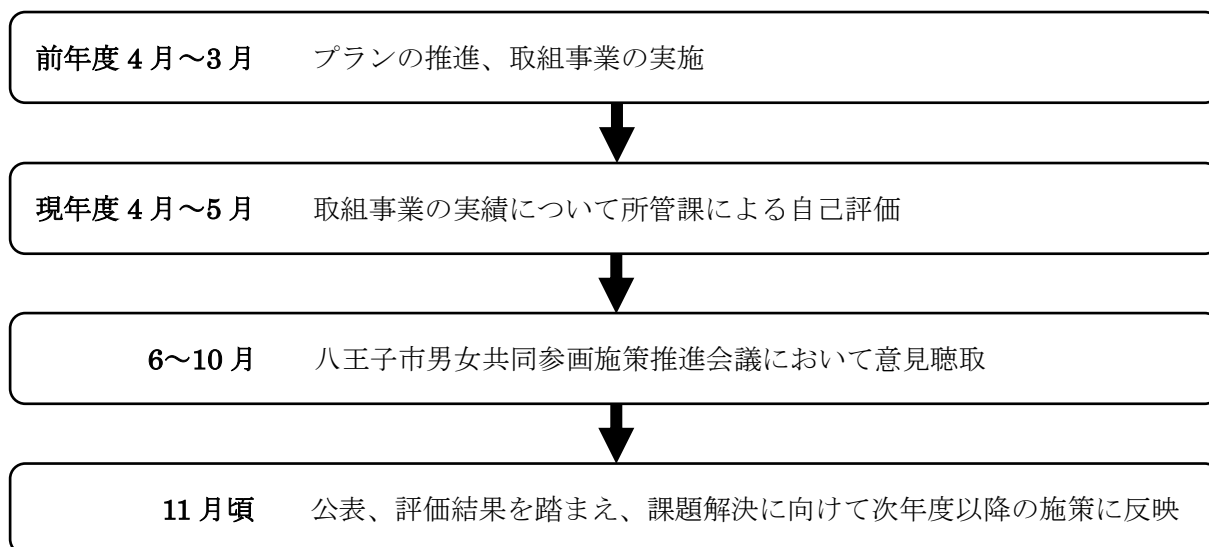
㉙ 出産・子育て、介護等のために、離職した女性への就労支援

㉚ 女性の就業継続やキャリア形成の促進

は、本市における「女性活躍推進計画」とする。

は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とする。

2. 評価の流れ



3. 所管課による自己評価

- (1) 第3次プラン 2019 改定版に掲載されている全 64 の「取組」について、実施所管課による自己評価を行いました。

<自己評価結果>

(取組事業数)

評価区分	めざす姿 1	めざす姿 2	めざす姿 3
A (良好に進捗している)	3	4	1
B (概ね進捗している)	17	53	41
C (あまり進捗していない)	0	0	0
D (まったく進捗していない)	0	0	0
計	20	57	42

各所管の取組事業実績の詳細については、ホームページに掲載していますので御覧ください。
令和 2 年度 (2020 年度) 所管課自己評価シート

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/003/004/001/p022338.html>

- (2) 所管課による自己評価及び八王子市男女共同参画施策推進会議における意見を参考に、市では第3次プラン 2019 改定版に定める 3 つの「めざす姿」に対し、A・B・C・D の 4 段階で評価を行いました。

評価	評価の基準
A	施策が良好に進展している
B	施策が概ね進展している
C	施策があまり進展していない
D	施策がまったく進展していない

4. 評価

めざす姿 1	男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	取組事業数
		20件

男女平等の意識づくりをすすめ、性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野に男女が参画できる社会をめざします。

評価結果	B
------	----------

■ 評価理由

- ・男女平等意識の醸成を図るための各種講座やイベント等については、新型コロナウイルス感染症の影響により多くが中止または縮小されたものの、機会を捉えて男女共同参画に関する情報発信や意識啓発の取組を行った。
- ・あらゆる分野への男女共同参画の推進については、本市における政策・方針決定過程への女性の参画がまだ十分とは言えない。
- ・防災分野における女性の参画促進については、出前講座等により女性の視点の必要性について意識啓発を図った。また、本市の地域防災計画の更新に合わせ、計画の中に女性が参画して決定した女性の視点からの避難所運営についての内容を取り入れた。

■ 現状と課題

- ・男女共同参画を推進するための様々な取組が進められているものの、固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）については世代間で差があり、年代が高い層では依然として根強く残っている。
- ・東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が明らかになっているが、いまだ男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況である。

■ 今後の方向性

- ・コロナ下においても連携した意識啓発の取組を推進し、子どもから高齢者まで、様々な世代における固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を植え付けないように男女平等意識の醸成を図る。
- ・周知啓発については、ネット配信などの新たな方法を取り入れた研修や各種講座等を実施する。
- ・市の附属機関等における女性の参画率を50%にすることを目指して、政策・方針決定過程の

場において、女性の参画をさらに進めるための意識啓発や情報提供を行うとともに、無作為抽出方式の市民委員等公募制度などを活用し、女性の人材発掘などの工夫をしていく。

- ・今後大規模災害が発生する可能性があることを見据えて、避難所運営マニュアルに基づく男女共同参画の視点に立った防災訓練を実施することで、非常時において円滑に対応できる体制の強化を図る。

■ 令和2年度（2020年度）の主な取組事業

重点課題1 男女平等と男女共同参画の意識づくり	
取組3 男女共同参画の視点に立った学校教育の実施	<p>学校教育の場において、あらゆる場面で、男女共同参画の視点に立った指導を行い、知識に基づき行動できる児童・生徒の育成を行った。東京都教育委員会が作成する『人権教育プログラム（学校教育編）』等を活用し、学校教育活動全体を通して、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進した。</p> <p>① 「特別の教科 道徳」や特別活動について、適正な指導計画立案や、授業を実施するよう指導助言を行った。</p> <p>② 進路指導、性に関する指導について、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられる指導が行えるよう、指導助言を継続的に行った。</p>
取組4 男女共同参画の視点に立った講座等の実施	<p>八王子学園都市大学「いちよう塾」における令和2年度（2020年度）の講座については、男女共同参画に関する理解を深めるため、講座「言語学は女性と男性をどう見てきたか～ことばで読み解く男女共同参画とダイバーシティ～」(杏林大学)を実施した。</p> <p>「女性に対する暴力をなくす運動」講演会「心を磨く素敵なコミュニケーション」(参加者16名)では、文字やイラストを使ってリアルタイムで模造紙に記録するグラフィックレコーディングを活用し、視覚的に分かりやすい手法で行った。</p>
重点課題2 あらゆる分野への男女共同参画の推進	
取組9 附属機関等への女性の登用推進	<p>附属機関等の委員等の改選時等に当たっての事前協議において、女性の参画率が目標である50%に満たない所管課に対し、ヒアリングを実施し、選任方法等について助言を行い、女性の登用について所管課から関係機関等へ働きかけるよう伝えた。</p> <p>(事前協議件数26件)</p>

<p>取組 12 災害対策に関する 男女共同参画の意 識啓発</p>	<p>男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性を理解し、災害発生時に実行できるよう、出前講座では女性の視点を踏まえた項目を取り入れて講義を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害に備えて安全対策を」10回 ・「総合防災ガイドブックセミナー」13回 <p>本市の地域防災計画の更新に合わせ、内閣府作成の「災害対応力を強化するための女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の内容を盛り込んだ。</p>
--	--

■ 男女共同参画施策推進会議参加者の意見

- 固定的性別役割分担意識については世代間でも違いがあり、若い世代ではほとんど感じていないが、年齢層が高くなるといまだ根強く残っているように思う。今後は「自分らしさ」という視点も加えて、男性と女性を取り巻く環境と意識の両方にアプローチしていく必要がある。
- 市の附属機関等において、専門分野から委員を選出する際、専門分野に所属する男性の比率が多いことから、男性が委員として選出される傾向となる。しかし、男性の視点、女性の視点の両方の視点があることが重要であることから、女性の参画促進や多様な意見を聞くために無作為抽出方式の市民委員等公募制度を活用するなど、政策・方針決定過程の場に女性も参画する工夫が必要である。
- 防災・復興の取組においては、地域防災計画のみならず、避難所を利用する上で、日常時のことを知っている女性や高齢者などの意見を取り入れられるようにする必要がある。

めざす姿2	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	取組事業数
		57件

配偶者等からの暴力をはじめとしたすべての暴力は重大な人権侵害であり決して許されるものではないという認識を深め、男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会をめざします。

評価結果	B
------	---

■ 評価理由

- ・配偶者等からの暴力を許さない意識づくりでは、SNSによる情報提供など働きかけを行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していたイベントが中止となるなど、例年に比べ啓発と情報提供の機会が減少した結果となった。
- ・DV被害者への相談支援においては、警察、東京都女性相談センター等関係機関と連携した対応を行うとともに、女性のための専門相談においては、対面形式に加え電話による相談を実施するなどコロナ下を踏まえた柔軟な相談支援を行った。
- ・性暴力の防止に向けた取組については、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知啓発を図るとともに、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」に意識啓発講座の開催やSNS利用による性被害の注意喚起など積極的な働きかけを行った。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の取組については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からホームページを活用した女性特有の疾病についての普及啓発やリモート形式による妊婦面談を試験的に行うなど、オンラインを活用した妊娠期からの切れ目のない啓発・支援を行った。

■ 現状と課題

- ・コロナ下によって外出自粛や休業等による生活不安・ストレスが生じたことで、精神的暴力や経済的暴力などが顕在化された。
- ・SNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、デートDVや性暴力など女性に対する暴力も一層多様化している。
- ・10代の望まない妊娠などが女性の貧困につながっているケースもあり、コロナ下でより顕在化された。
- ・女性の健康にかかわる問題は、思春期、妊娠・出産期、更年期などライフステージごとの課題に応じた支援が必要であり、コロナ下においても安心して各種検診を受けられるよう、女性の健康支援のための体制を整えていく必要がある。

■ 今後の方向性

- ・ DV や性暴力等のあらゆる暴力を許さない意識を社会全体で高めていくため、人権を尊重する意識啓発と情報提供を様々な場面を捉えて行う。また、SNS などを通じたデート DV や性暴力など多様化している暴力を防止するため、これらのツールも踏まえた加害者や被害者を生まないため、暴力の予防啓発の拡充を図る。
- ・ DV や性暴力等の被害が潜在化・深刻化しないよう、相談事業や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知を図るとともに、被害者が速やかに相談し早期に適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携したきめ細やかな相談・支援を進めていく。
- ・ 男女がお互いの性差に応じた健康について理解を深められるよう、健康に関する教育及び啓発を継続して進めていく。また、女性において、その心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、ライフステージにあわせた女性の健康づくりへの支援を行う。

■ 令和 2 年度（2020 年度）の主な取組事業

重点課題 3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	
取組 14 DV を防止するための意識啓発と情報提供の充実	① 「女性に対する暴力をなくす運動」週間を踏まえた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 八王子駅南口総合事務所内でのパネル展 ・ 講演会「心を磨く素敵なコミュニケーション」参加者 16 名 ・ 図書館と連携したテーマ展示 ・ DV 被害者のための支援物資の募集及び提供 ・ 外国人向け情報紙「Ginkgo 11 月号」での DV に関する情報提供 ② 八王子市立看護専門学校での DV 出前講座（参加者 39 名） ③ 「男女共同参画センターだより vol.48」により「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて行った各種取組の紹介を行った。また、国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」における性犯罪・性暴力の対策期間を踏まえ、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについてなど、性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口に関する情報提供を Facebook、Twitter、防犯メール等により配信するとともに、事務所、市民センターに SARC 東京のパンフレットを配架した。
取組 17 被害者の早期発見と支援のための相談の実施	① 電話・面接相談を通じて、被害者の状況に応じた助言や情報提供を行うことにより、被害者が不安を解消し、安全な生活に繋がる選択ができるよう支援した。 ② 警察、東京都女性相談センター等と連携を図ることにより、緊急一時保護へと繋いだ。 ③ 東京都の専門研修や、婦人連絡会での研修参加により、相談員の能力向上が図れた。

重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり	
取組 32 性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実	SNS の利用に関する注意喚起を含めたリーフレットを作成し、学校を始め関係団体に配布した。(49,000 部) さらに、青少年育成指導員が、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、夜間巡回を行った。(市内 37 全中学校区)
取組 34 セクシュアル・ハラスメント等防止についての意識啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ① セクシュアル・ハラスメントについての情報を掲載した資料を配架 ② 男女雇用平等セミナー「女性活躍のための法知識とハラスメント対策」参加者延べ 79 名 ※東京都労働相談情報センター八王子事務所共催 ③ 管理職対象ハラスメント防止研修を 1 月 15 日に講義式で開催した。講義式に参加しない管理職に対しては動画視聴式で研修を実施し、合計で 84.2%の受講率であった。 ④ 一般職対象のハラスメント防止研修は 7 月 27 日～8 月 31 日に eラーニングで実施し、69.0%（書面での受講は除く）の受講率であった。 ⑤ 会計年度任用職員の新規採用時には、相談方法やハラスメント研修資料の内容を周知している。 ・相談員相談受付 2 件
重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) の確立	
取組 39 学習指導要領に基づいた適正な性教育の実施	各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育を実施することで、児童・生徒が性に関する正しい知識を得ることができるようにした。そのために、性教育の適正な実施について、市立小・中学校に性教育の全体計画及び年間指導計画の作成を義務付けさせ、児童・生徒の発達段階に応じた指導を継続した。
取組 41 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 母子健康手帳交付時に「親と子の保健バッグ」を配布して、健康に関する情報提供を行った。(妊娠届出 2,958 件) ② 妊婦面談 2,831 件 (うち要支援者 722 名) ③ 妊娠期の講座 (パパママクラス(平日・休日)27 回) ➤ オンライン環境を整えリモートによるパパママクラスを試験的に開催した。 ④ 産後ケア事業は 3 類型を実施(訪問型 630 件、通所型 66 件、宿泊型 143 件) ➤ 産後ケアの通所型、宿泊型を開始し、産後の母に対する支援を充実させた。

■ 男女共同参画施策推進会議参加者の意見

- 中高大学生などの若年層への性被害が社会問題になっているが、大人になって初めて自覚する人もいることから、性暴力の防止及び性暴力被害についての意識啓発と情報提供は若年層だけでなく、大人を含め広く行うことが重要である。
- 性教育は学校においても学習指導要領に基づいて行われているが、踏み込んだ性教育をしないことで望まない妊娠などにより苦しんでいる女性の存在もある。人権という点でも性教育がどのくらい大事であるかという視点を持ちながら、学校以外でも性教育をする必要があると思う。

めざす姿3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	取組事業数
		42件

男女が共に自分らしい生き方を選択でき、あらゆる世代においてワーク・ライフ・バランスが実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会をめざします。

評価結果	B
------	---

■ 評価理由

- ・市民に対して、子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス支援の取組を紹介した。また、事業者に対しては、事業者間での情報提供・交流の場を提供し、ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくりに努めた。
- ・コロナ下でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民への意識啓発の取組として、SNSを活用した情報発信やオンラインによるイベント開催など、新たな手法も取り入れ実施した。

■ 現状と課題

- ・性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、一人ひとりが自分らしい生き方を選択するためには、仕事だけでなく家庭生活や地域活動などに参画できるようワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要である。
- ・コロナ下における在宅勤務の推奨により、勤務地や勤務時間が柔軟になるなど働き方の見直しが進んだり、仕事と生活のバランスがとれるように意識や行動の変化がみられている。
- ・コロナ下で、解雇や休業を余儀なくされた人は少なくない。特に女性は、男性と比較して非正規雇用で働いていることが多く、その影響をうけやすい状況にある。

■ 今後の方向性

- ・女性も男性も、自らの望むバランスを実現し、仕事だけでなく家事や育児に関わる機会を持てるよう、テレワークが進んできたことでの新たな課題も含めた、多様な働き方を可能とする環境整備をより進めていく必要がある。例えば、民間事業者が市内で新たにサテライトオフィスを整備・運営する際に整備費の一部を補助するなどといった支援をすることで、多様な働き方を促進する。
- ・子育てや介護に関する支援の充実や、働きたい女性が働き続けるための知識や技能を習得するための取組として、SNSを活用した情報発信やオンラインによるイベントを継続して実施する。

■ 令和2年度（2020年度）の主な取組事業

重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり	
取組 44 ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援	<p>① 市のホームページや子育てガイドブックにおいて、子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス支援の取組を紹介した。</p> <p>② 事業者間での情報提供・交流の場となる子育て応援カフェを4回実施した。（参加団体 22 団体・参加者延べ 37 名）</p> <p>総合評価方式を採用する入札案件において、「男女共同参画の推進状況」を評価項目（選択項目）として採用し、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の推奨を図った。（総合評価案件 34 案件中 7 件採用）</p>
取組 47 男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施	<p>児童館では、男性が育児など家庭生活においてその役割を主体的に果たすことができるように、具体的な知識や子どもとのふれあいの機会を提供する「パパといっしょ」「親子クライミング」「親子パーク」などの父親の参加を推奨する行事を開催した。</p>
重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成	
取組 50 保育所等の受け入れ体制の充実	<p>認可保育所 1 園（大規模修繕 1 園）、認定こども園 1 園の施設整備を行った。また、保護者の就労状況に関わらず、サービスの提供を行うことができるよう、認可保育所 4 園を幼保連携型認定こども園に移行した。</p>
取組 54 学童保育所等の受け入れ体制の充実	<p>計画的な施設の増築等により 101 名の定員を増員し、受け入れ体制の充実を図った。第四小学童保育所増築（27 人）、浅川学童保育所第三クラブ（32 人）、東浅川小学童保育所第三クラブ（23 人）、子安学童保育所第一クラブ拡充（19 人）。</p>
取組 55 親子ふれあい広場、親子つどいの広場の充実	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から親子ふれあい広場及び親子つどいの広場の利用者に対して、電話によるアウトリーチ相談を実施した（延べ 5,535 件架電）。コロナ下における子育ての不安の軽減を図った。</p>
取組 60 自立支援及び介護予防の促進	<p>一般介護予防教室において、東京都健康長寿医療センターと連携し「絵本の読み聞かせ講座」を新たに開始した。介護予防だけでなく講座修了生の地域活動への接続を支援した。</p>
取組 62 女性の起業への支援	<p>女性のための創業セミナーをオンライン会議システム「Zoom」を使用してのオンライン開催により行った。（参加者 12 名）</p>

■ 男女共同参画施策推進会議参加者の意見

- 女性は、男性と比較して非正規雇用で働いていることが多く、コロナ下で仕事を失って再就職できずに家で子どもをみている人が増えているように感じる。また、就労中の女性であっても、子どもの学校が休校になると仕事を休まざるを得ない状況にあり、新型コロナウイルス感染症がもたらす影響は深刻化している。
- コロナ下においてテレワークや在宅勤務が推進される中、家族との時間や自分自身の時間が増えた人が多い。その一方で、仕事とプライベートの線引きが難しかったり、自宅での勤務場所を確保するため他の家族が暮らしにくくなるなど、プラスの影響だけでなくマイナスの影響が生じていることも考慮しなければならない。
- 多様な働き方の一つとしてテレワークが普及してきているが、職種や雇用形態によって実施できない人も少なくない。すべての労働者が、自分の希望する働き方ができるよう考えていく必要がある。

5. 男女共同参画の推進

(1) プランの推進

第3次プラン 2019改定版の進行管理にあたっては、八王子市男女共同参画施策推進会議からの意見等を参考に評価を行い、進捗状況を把握するとともに報告書を作成しました。評価結果を踏まえ、課題解決に向けて次年度以降の施策に反映していきます。

(2) 男女共同参画センターの運営

男女共同参画施策推進の拠点である「男女共同参画センター」のさらなる周知を図るとともに、男女共同参画の視点に立った講座や相談業務などその機能を充実させ、より効果的に事業を展開しました。

(3) 国・都との連携

男女共同参画社会の実現に向けた課題には、市だけでは解決できないものが多く存在しており、法や制度の整備に向け、国や東京都との連携を図っています。また、他自治体との情報共有を図っていきます。

6. 資料

(1) 指標・数値目標

第3次プラン 2019改定版では、計画の進捗度を的確に把握、評価することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、数値目標を設定しました。

体系	指標・数値目標		
めざす姿1 男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	重点課題1 男女平等と男女共同参画の意識づくり		
	学校教育の場において「男女平等である」と思う人の割合		
	策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標
	66.7%	→ 66.8%	→ 80%
	平成24年度(2012年度)	平成29年度(2017年度)	
	男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)		
	性別による固定的な役割分担に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合		
	策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標
	47.6%	→ 55.1%	→ 70%
	平成24年度(2012年度)	平成29年度(2017年度)	
男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)			
重点課題2 あらゆる分野への男女共同参画の推進			
市が設置する附属機関等における女性の割合			
策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標	
28.1%	→ 34.0%	→ 50%	
平成24年度(2012年度)	令和2年度(2020年度)		
(男女共同参画課調べ)			
市の女性管理職の割合			
策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標	
—	→ 14.6%	→ 30%	
	令和2年度(2020年度)		
(職員課調べ)			
めざす姿2 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	重点課題3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶		
	配偶者等から何度も暴力を受けたことがある人の割合		
	策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標
	20.9%	→ 21.2%	→ 0%
	平成24年度(2012年度)	平成29年度(2017年度)	
	男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)		
	配偶者等から一、二度暴力を受けたことがある人の割合		
策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標	
30.4%	→ 28.8%	→ 0%	
平成24年度(2012年度)	平成29年度(2017年度)		
男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)			
重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり			
セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合			
策定時の値	現状値	令和5年度(2023年度)目標	
8.0%	→ 7.7%	→ 0%	
平成24年度(2012年度)	平成29年度(2017年度)		
男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)			

体系	指標・数値目標		
めざす姿2 男女が互いに 人権を尊重し暴 力のない社会	重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の確立		
	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という言葉の認知度		
	策定時の値 2.6% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	現状値 2.6% 平成29年度(2017年度)	令和5年度(2023年度)目標 10%
	乳がん検診の受診率		
	策定時の値 30.2% (※)	→ 現状値 26.4% 令和2年度(2020年度) (成人健診課調べ)	→ 令和5年度(2023年度)目標 50%以上
	(※)は平成22年度 がん予防・がん検診に関する調査及び平成23年度 八王子市がん検診受診率より算出		
	子宮頸がん検診の受診率		
策定時の値 35.0% (※)	→ 現状値 26.1% 令和2年度(2020年度) (成人健診課調べ)	→ 令和5年度(2023年度)目標 50%以上	
(※)は平成22年度 がん予防・がん検診に関する調査及び平成23年度 八王子市がん検診受診率より算出			
めざす姿3 仕事と生活の 調和(ワーク・ラ イフ・バランス) が実現し、男女 が安心して、い きいきと生活で きる社会	重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり		
	理想の生活と現実の生活が一致している人の割合		
	策定時の値 17.8% (※)	→ 現状値 41.0% 令和2年度(2020年度)	→ 令和5年度(2023年度)目標 50%
	市政世論調査 (※)策定時の値は、平成24年度(2012年度)男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)		
	家事を男性・女性両方で平等に担っている人の割合		
	策定時の値 13.5% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	→ 現状値 14.9% 平成29年度(2017年度)	→ 令和5年度(2023年度)目標 40%
	重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成		
	保育施設の待機児童数		
	策定時の値 —	→ 現状値 19人 (令和3年4月) (子どもの教育・保育推進課調べ)	→ 令和5年度(2023年度)目標 0人
	育児休業制度を利用したかできなかった人の割合		
策定時の値 13.4% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	→ 現状値 12.7% 平成29年度(2017年度)	→ 令和5年度(2023年度)目標 5%	
介護休暇制度を利用したかできなかった人の割合			
策定時の値 12.7% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	→ 現状値 8.2% 平成29年度(2017年度)	→ 令和5年度(2023年度)目標 5%	
男女共同 参画の推進	「男女共同参画社会」という言葉の認知度		
	策定時の値 48.9% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	→ 現状値 55.1% 平成29年度(2017年度)	→ 令和5年度(2023年度)目標 80%
	「男女共同参画センター」を知っている人の割合		
策定時の値 16.5% 平成24年度(2012年度) 男女共同参画に関する市民意識・実態調査(八王子市)	→ 現状値 17.8% 平成29年度(2017年度)	→ 令和5年度(2023年度)目標 40%	

(2) 参考数値

プランの取組実績を経年で比較した数値を表すことで、男女共同参画社会の形成がどの程度実現したかを客観的に示しています。

統計を年度ごとに行っていない数値については、平成14、19、24、29年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の数値を比較しています。

		参 考 数 値				
め ざ す 姿 1	小中学校の女性管理職の割合(校長及び副校長)					
	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
	割合(%)	15.3	16.2	15.2	15.2	14.4
	(教職員課調べ)					
	性別による役割分担意識にとられない人の割合					
	家事・育児・介護について、「男女とも平等に分担するのが望ましい」という選択肢を1つ以上選んだ人の割合					
	年度	平成14年度 (2002年度)	平成19年度 (2007年度)	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	
	割合(%)	48.3	51.5	52.2	50.3	
	女性差別撤廃条約の用語周知度					
	年度	平成14年度 (2002年度)	平成19年度 (2007年度)	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	
割合(%)		24.1	20.2	23.0		
市職員の管理職に占める女性の割合(課長相当職以上)						
年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	
割合(%)	11.5	12.6	13.0	14.0	14.6	
(職員課調べ)						
市が設置する附属機関等における女性の割合(あて職含む)						
年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	
割合(%)	32.9	33.8	33.1	34.3	34.0	
(男女共同参画課調べ)						
町会・自治会長への女性の参画率(会長)(各年6月1日現在)						
年度	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	
割合(%)	8.3	8.7	10.0	7.8	10.2	
(協働推進課調べ)						

参考数値

めざす姿 2

DV被害を受けた人の割合

配偶者又は交際相手から何度も暴力を受けた体験者の割合

年度	平成14年度 (2002年度)	平成19年度 (2007年度)	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)
割合(%)	22.7	18.2	20.9	21.2

DV被害を受け相談しなかった人の割合

配偶者又は交際相手から暴力を受けたが相談しなかった体験者の割合

年度	平成14年度 (2002年度)	平成19年度 (2007年度)	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)
割合(%)	50.4	51.2	56.6	57.7

市職員のDVに関する研修への参加者数(被害者への二次加害防止)

年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
人数	76	76	93	118	30

(男女共同参画課調べ)

女性のための相談件数(男女共同参画センター)

年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
件数	2,423	2,662	3,523	3,691	3,530

(男女共同参画課調べ)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の認識度

年度	平成14年度 (2002年度)	平成19年度 (2007年度)	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)
割合(%)		3.3	2.6	2.6

めざす姿 3

女性の労働力率

満15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者(就業していないが、就職活動をしている失業者)の合計を指す。

年度	平成17年度 (2005年度)	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)
割合(%)	45.0	43.8	48.2

(国勢調査報告より)

職場における男女間差別の有無

職場において、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べ差別されていると思う人の割合

年度	平成14年度 (2002年度)	平成19年度 (2007年度)	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)
割合(%)		11.0	8.2	15.3

参考数値

女性の平均勤続年数

都内事業所における女性の平均勤続年数

年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
年数	8.8	9.0	9.2	9.0	9.3

(東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書より)

市男性職員の育児休業取得率

年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
割合(%)	27.3	25.9	23.8	40.4	55.8

(労務課調べ)

高齢者(65歳以上)における男女の所得格差(各年8月1日現在)

(千円)

年度	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
男性	2,458	2,381	2,300	2,286	2,321
女性	476	511	509	530	526
格差	1,982	1,870	1,791	1,756	1,795

※1人あたり年間所得額 千円未満四捨五入

(住民税課調べ)

母子家庭自立支援プログラム件数

児童扶養手当を受給中で仕事を探している人のプログラムを作成し、ハローワークに同行して、就職活動の支援を行った人数

年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
人数	50	64	42	51	73

(子育て支援課調べ)

子育てサークル数

年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
団体数	27	30	31	31	31

(子ども家庭支援センター調べ)

学童保育所における待機児童数の推移(各年4月1日現在)

年	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
待機児童数	283	172	215	154	82

(青少年若者課調べ)

保育施設における待機児童数の推移(各年4月1日現在)

年	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
待機児童数	107	56	26	25	19

(子どもの教育・保育推進課調べ)

		参 考 数 値				
め ざ す 姿 3	保育施設における一時保育実施園					
	※①認可保育所②認定こども園③家庭的保育④小規模保育⑤事業所内保育の5施設の数。					
	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
	園数	25	25	25	25	25
	(保育幼稚園課調べ)					
ショートステイを実施している事業所						
※医療施設、小規模多機能型居宅介護を含む。						
年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	
件数	55	56	58	59	60	
(高齢者いきいき課調べ)						

(3) 八王子市男女共同参画施策推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 八王子市における男女共同参画に関する総合的な施策の推進について、外部の視点からの意見又は助言を求めため、八王子市男女共同参画施策推進会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の策定及び見直しに関する事項
- (2) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進捗状況の評価に関する事項
- (3) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第3条 会議の参加者は、地域、労政、教育などの学識を有する者6名以内、及び公募等による市民4名以内、合計10名以内をもって構成する。

(会議への参加の期間)

第4条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から2年以内とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、座長は会議を進行する。

(意見の聴取等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版
令和2年度（2020年度）評価報告書

令和3年（2021年）11月

発行 八王子市

編集 市民活動推進部男女共同参画課



〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

TEL 042-648-2230

FAX 042-644-3910